

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」と同様の
職員等の給与の減額支給措置について

1. 支給減額率

(1) 俸給

①俸給表Ⅰ適用職員

ア. 能力基準給	10～7等級	▲9.77%
イ. "	6～3等級	▲7.77%
ウ. "	2～1等級	▲4.77%

②俸給表Ⅱ適用職員

ア. 能力基準給	5～3等級	▲9.77%
イ. "	2等級	▲7.77%
ウ. "	1等級	▲4.77%

(2) 職責給 一律▲10%

(3) 賞与 一律▲9.77%

2. 減額支給する給与の算定方法

平成24年8月から平成26年3月までの期間における俸給等については、次の算定方法により支給する。

(1) 俸給月額については、「能力基準給月額を2倍した額」に上記1.の率を乗じて得た額を減額して支給する。

(参考) 能力基準給は、国家公務員の俸給表の1/2の額で作成している。

(2) 職責給については、上記1.の率を乗じて得た額を減額して支給する。

(3) 賞与については、

①平成24年12月及び平成25年6月の賞与については、次のア.及びイ.の額を減額して支給する。

ア. 上記1.の率を乗じて得た額

イ. 平成24年4月から7月までの俸給等の減額に相当する額の1/2の額

②平成25年12月の賞与については、上記1.の率を乗じて得た額を減額して支給する。

(4) 地域手当等の俸給月額に連動する手当の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出して支給する。

3. 継続雇用職員、嘱託等職員及び事務補助員については、国家公務員の減額支給措置に準じる取扱いとする。